

# 看護師の特定行為研修の体制整備 等についての計画や取り組み

滋賀県健康医療福祉部  
医療政策課

# 滋賀県の特定期行為研修体制整備の歩み

## 1. 始まり(H27.2月～)

国立大学法人滋賀医科大学より、  
指定研修機関として申請希望の提示



- 県として、国の方針、他府県より情報収集
- 滋賀医科大学による特定期行為に関する  
実態調査

調査対象：県下の病院・診療所・特別養護老人  
ホーム・訪問看護事業所

# 滋賀県の特定行為研修体制整備の歩み

## 指定研修機関としての要望

- 国庫補助されない経費の補助 \*eラーニング教材の作成
- 受講生確保策

## 県としてできる支援

- 特定行為研修補助金

H28年度予算 2,000千円  
財源: 地域医療介護総合確保基金

- 特定行為研修育成補助

H28年度予算 4,800千円  
: 地域医療介護総合確保基金

## 県と指定研修機関としての顔の見える関係づくり

○互いの情報交換（直接顔の見える関係）

◎指定研修機関としての周知

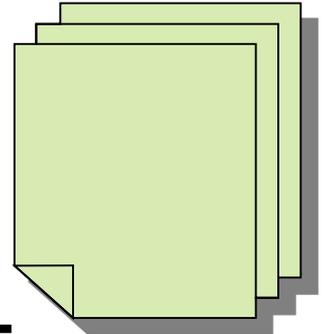
看護管理者会議での研修機関の特性を紹介

◎受講生との交流の機会（開講式・補助事業等）



# 特定行為研修についての計画

## 保健医療計画における体制整備

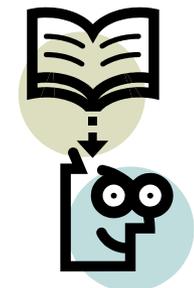


- 1 医療依存度の高い利用者が増加する  
在宅医療を支える看護職員の資質向上  
地域の特性に合わせて、適正なタスクシフティング
- 2 チーム医療の担い手としての育成  
院内の医療体制・方針の確認、必要な施設で育成



計画を具体化するために、現状把握から始める

# 現状把握



- 県内57病院および県内訪問看護ステーション100施設へのアンケート調査（H29. 9月）

\* H29年9月時点での滋賀県内の特定行為研修修了者を持つ病院は5病院

## <調査のポイント>

- 修了者のいる病院には体制整備について
- 訪問看護ステーションには特定行為のニーズについて

**特定行為研修制度をこれからの医療福祉でどう活用するか。**

# 病院の体制整備の課題



① 職員の要望に応じて研修を受講

⇒後追いで院内の整備

\* ②の施設での体制づくりを伝授

② 院内での活用を計画した上での研修の受講

⇒受講後の院内のフォロー体制整備済み

\* 受講生を増やす中で体制の強化を図る

## ★今後の課題

複数年受講計画・受講促進事由・

修了者の活用体制整備状況の把握

# 訪問看護ステーションの課題



① 特定行為研修の受講を考えていない 65.9%

② 受講を考えない理由：人的余裕67.7%、受講費用48.3%

希望者がいない48.3%、**必要を感じない19.3%** (全施設なら12.7%)

③ 受講に必要な事由：受講費補助43.5%、代替職員30.6%、  
情報提供18.6%



必要を感じていないのは、19.3% ということは **80.7%は必要と  
考えている**

# 訪問看護ステーション等への対策



- 受講を考えるためには、受講費用や代替職員の補助  
⇒ 受講費用は既に補助事業がある
- 受講生を増やすには、希望者が増えないといけない  
⇒ 受講環境を整えるための認識の変化



受講を考えるために研修を受けられる環境づくり

- 情報提供
- 具体策の協議

# 受講を考えるために 研修を受けられる環境づくり



## 情報提供

- 看護管理者会議(H30. 2月)  
対象: 病院・訪問看護管理者  
内容: ○県内指定研修機関の受講  
環境の紹介  
○県内修了者の活用報告  
修了者の背景:  
看護管理者  
認定看護師  
地域医療連携室長

## 具体策の協議 H30年度～

- 看護職員等確保対策推進協議会  
病院・訪問看護以外の介護福祉  
施設・診療所へのアプローチも含めて  
協議・協力依頼
- 特定行為研修の体制整備を  
考える専門部会  
医師会、病院協会、看護協会、訪問  
看護連絡協議会などによる協議

# 指定研修機関・研修修了者への期待



## <指定研修機関>

- 県内外の研修生の養成
- 受講側のニーズを反映した運営
- 社会の動向に即した養成

## <研修修了者>

- 良き実施者であり、良き指導者として
- 後進の育成のために広報活動も

ご清聴ありがとうございました。

